

	保育所	幼稚園	認定こども園
所管	厚生労働省 (市町村)	文部科学省 ・国立幼稚園—文部科学省 ・公立幼稚園—教育委員会 ・私立幼稚園—都道府県	内閣府(子ども・子育て本部) 厚生労働省・文部科学省(幼保連携推進室)
根拠法令	「児童福祉法」(に基づく児童福祉施設)	「学校教育法」(に基づく学校)	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(以下「認定こども園法」)
目的	・保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が20人以上であるものに限る。幼保連携型認定こども園を除く。)とする。(「児童福祉法」第39条) ・保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。(「児童福祉法」第39条2)	幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。(「学校教育法」第22条)	幼稚園および保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育および保育ならびに保護者に対する子育て支援を総合的に提供。
設置者・型	・地方公共団体、社会福祉法人等(宗教法人、学校法人、NPO法人、その他法人企業)(「児童福祉法」第35条)。 ・設置に当たっては都道府県知事の許可が必要(「児童福祉法」第35条)。	・国、地方公共団体、学校法人等(「学校教育法」第2条、附則第6条)。 ・設置に当たっては、市町村立幼稚園の場合は都道府県教育委員会、私立幼稚園の場合は知事の許可が各々必要(「学校教育法」第4条)。 ※従来より102条(附則第6条)による例外規定に則り、個人立も認められていた。現在ではさらに多様化し企業、社会福祉法人等が設置することも認められるようになっている。	・幼稚園型および保育所型は幼稚園および保育所に準ずる。 ・幼保連携型は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる(「認定こども園法」第12条)。 ・国公立幼保連携型は、国及び市町村。 ・私立幼保連携型は、学校法人又は社会福祉法人(原則)。 ・宗教法人等のその他の法人および個人が認められる場合は、以下のとおり。 ①認定こども園法一部改正法(※)附則第3条により、旧幼保連携型認定こども園がみなし設置認可を受けた場合 ②認定こども園法一部改正法附則第4条の特例により、幼稚園を廃止して新幼保連携型認定こども園を設置する場合(型)1. 幼保連携型(認可保育所と認可幼稚園が連携して運営する)、2. 幼稚園型(認可幼稚園が長時間保育・子育て支援等の保育所の機能も備える)、3. 保育所型(認可保育所が保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れる)、4. 地方裁量型(上記以外)
設置・運営の基準	「児童福祉施設最低基準」(省令)「児童福祉法」第45条による。	「幼稚園設置基準」(省令)「学校教育法」第3条による。	認可については、各県で定める認可基準による。
対象	保育が必要な乳児・幼児・児童 ※「児童福祉法」では、対象となる子どもは18歳未満である。しかし、保育所では0歳～5歳の乳児、幼児が対象となっている。なお、一部の施設では、放課後の小学生等を受け入れている保育所もある。	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児(「学校教育法」第26条)。 ※従来は小学校等の入学年齢と同様に4月1日に満3歳に達していることを条件とされていた。しかし、近年一部の幼稚園で満3歳の誕生日の前日から入園できるようになった(満3歳児クラス)。また、子育て支援として、2歳児の保育を実施している幼稚園もある(未満児クラス)。	保護者が働いているいないにかかわらず、すべての子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う。また、すべての子育て家庭を対象に子育て不安に対応した相談等を提供する。

図表 3-9 保育所・幼稚園・認定こども園の比較一覧  
(筆者作成、参考：森上史朗他『最新保育資料集 2015』ミネルヴァ書房、2015)

	保育所	幼稚園	認定こども園
入所(園)の申込	市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならない。(「児童福祉法」第24条)。 ※以前は自治体に申込み、自治体子どもが入園する保育所を割り振っていた。現在では保護者が直接、入園を希望する保育所に申し込むことができるようになり、入所の基準も緩和傾向が見られる。	直接、入園を希望する幼稚園に申し込む。園長が入園を決定するが、希望者が定員を上回る場合は抽選等の方法をとる場合もある。	原則として、設置者と保護者との直接契約。ただし、保育所型および幼保連携型の認定こども園においては、保育が必要な子どもの認定について、当該保育所から市町村に申込書が送付され、市町村から施設宛に保育が必要な子どもの通知を行う。
教育・保育内容の基準	保育所保育指針による。	幼稚園教育要領による。	保育所保育指針、幼稚園教育要領に準じる。幼保連携型認定こども園教育・保育要領による。
1日の教育・保育時間	8時間(原則)。 ※時間外保育として早期保育や延長保育を行っている園がほとんどである。また、夜間や休日の保育を実施する園もある。	4時間(標準)。 ※現在ではこの基準どおり運営されている幼稚園は少数であり、多くの私立幼稚園では預かり保育が実施されている。	4時間利用および8時間利用のパターンがあるが、状況に応じて契約の時間以外にも「預かり保育」を行う。
年間の教育・保育日数	規程なし。 ※設置の目的から長期の休みは設けず、日曜、祝祭日以外の休みは原則としてない。	39週以上。 ※おおむね夏休み・冬休み等の長期の休みがあるが、その期間中も預かり保育等として保育をする幼稚園もある。	入所児童に応じて施設で決定する。
教員等の資格	保育士資格証明書	幼稚園教諭普通免許状	保育教諭(保育士資格および幼稚園教諭免許状の両資格取得者に名称付与)。 ※なお、0歳から2歳児は保育士資格、3歳から5歳児は両資格併有が望ましいとされている。ただし、2019(平成31)年度末まで移行措置がとられており、それまではどちらか一方の資格で可。
保育料等	保護者の課税状況に応じて市町村長が決定。保育料は市町村に納付。	各幼稚園の設置者(学校法人、自治体等)が決定。保育料は幼稚園に納付。 ※設置者によりその金額はさまざま。私立幼稚園の在園児の保護者には就園奨励費等の補助金が支給される制度がほとんどの自治体に設けられている。	利用時間をふまえ、設置者が決定。
一学級当たりの幼児数および一教員(保育士)当たりの幼児数	一学級当たり乳幼児数/学級編制基準なし。 ※一保育士当たりの乳幼児数は「児童福祉施設設備及び運営に関する基準」によると乳児3人、1歳以上3歳未満児6人、3歳以上4歳未満児20人、4歳以上児30人。	一学級当たり幼児数/設置基準35人以下(原則)。 ※実際には3歳児等は20人以下の場合が多い。複数担任を実施している幼稚園もある。	0歳から2歳児に対しては保育所と同様の配置が望ましい。3歳から5歳児はおおむね子ども20～35人に1人。
給食設備	給食設備が必要	給食設備が不要	給食設備が必要
認可外施設	最低基準を満たさない等の理由の他に休日・夜間保育等、保護者のさまざまなニーズに対応するために意図的に認可を受けていない施設もある。	幼稚園という名称は設置基準を満たし認可を受けた施設以外は使えない。	認定施設以外は「認定こども園」と表示することを禁じられている。
メリット	・保護者の就労等、長時間の保育を必要とする場合に、その子どもの生活のリズムに添った保育が受けられる。 ・0歳児から預けることができる。 ・夜間や休日の保育を実施するところもあり、土曜日にも保育があるところが多く(多くは午前中)、原則として夏休み等の長期の休みもない。	・施設での教育と家庭での子育てをバランスよく行うことができる。	・保護者の就労の有無にかかわらず、同じ施設に子どもを預けることができる。 ・保育所型でも「学校教育法」に基づく教育が受けられ、幼稚園型でも長時間保育が受けられるため、施設の選択肢が増える。 ・子どもが通園していない家庭でも育児相談等の子育て支援が受けられる。